

北海道立心身障害者総合相談所身体障害者手帳交付等業務委託に係る  
公募型プロポーザルの募集について

北海道立心身障害者総合相談所では、令和5年(2023年)2月6日から「北海道立心身障害者総合相談所身体障害者手帳交付等業務委託」に係る公募型プロポーザルの企画提案を募集しています。

- 1 業務名  
北海道立心身障害者総合相談所身体障害者手帳交付等業務委託
- 2 業務の目的及び内容  
北海道立心身障害者総合相談所における身体障害者手帳交付業務等の一部を、民間の専門業者に委託することにより、その専門知識及びノウハウ等を活用して、身体障害者手帳交付業務等のサービスの向上を図ることを目的とする。  
業務内容は、申請書等の收受、身体障害者手帳システム入力、発送等である。
- 3 募集の概要  
公告文に規定する応募資格をご確認の上、応募を希望される場合は、次の期日までに参加表明書及び必要書類を提出してください。  
提出された資格を審査の上、企画提案書の提出を要請します。  
(1) 参加表明書の提出期限 令和5年(2023年)2月14日(火)午後5時必着  
(2) 企画提案書の提出期限 令和5年(2023年)2月22日(水)午後5時必着
- 4 参加資格  
次のいずれにも該当すること。  
(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。  
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。  
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(4) 暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  
(5) 暴力団関係事業者等でないこと。  
(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の決定を受けた者については、更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けたこと及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続き開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。  
(7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。  
ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)  
イ 本店が所在する都道府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)  
ウ 消費税及び地方消費税  
(8) 過去2年間にシステム入力業務に係る契約実績があること。  
(9) 北海道内に本社、支店又は営業所若しくは事業所を有すること。  
(10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。(届出義務がない場合は除く。)  
ア 健康保険法第48条の規定による届出  
イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出  
ウ 雇用保険法第7条の規定による届出
- 5 資料  
公募型プロポーザル方式実施説明書(公告文、実施要領、各種様式など)は、こちらからダウンロードできます。(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sss)  
(1) 公告文  
(2) 参加表明書  
(3) 企画提案書・企画提案説明書  
(4) 実施要領  
(5) 指示書・個人情報取扱特記事項  
(6) 指示書別紙様式  
(7) 「身体障害者手帳交付に係る事務マニュアル」については、大冊のため希望者は当所にて受け渡しを行います。

【連絡先】  
北海道立心身障害者総合相談所(担当:山本)  
〒064-0944 北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号  
TEL: 011-613-5455  
FAX: 011-613-4893